

三重県企業庁 広報活動方針

1 趣旨

三重県企業庁の経営の透明性を高め、公営企業としての説明責任を果たすことで県民等の安心感や信頼感を醸成するため、すべての企業庁職員が「広報活動」の主体であることを十分認識したうえで、水と電気の「安全・安定」供給に向けたさまざまな取組を効果的に情報発信していくための指針として、本方針を策定します

2 具体的な広報活動の展開方法

(1) 目的を明確にした広報活動の展開

- ① **安心感や信頼感を醸成する情報提供** ～サービスの中身を知ってもらう～
企業庁に対する安心感や信頼感を醸成するため、施設の運転管理状況や水質管理情報等の「安全・安定」供給に関する情報を幅広く的確に提供します。

(主な取組) ホームページや浄水場等の施設の公開による情報の発信、報道機関やユーザーへの迅速かつ的確な情報提供、「地域便り」の定期的な発行など

- ② **公営企業の説明責任への的確な対応** ～経営について理解してもらう～
公営企業として説明責任を果たすため、経営方針や各種計画、財務・会計の状況など企業庁の経営に関する様々な情報をわかりやすく提供します。

(主な取組) 長期経営ビジョンや中期経営計画等の取組状況に関する情報提供、「出前トーク」の実施、ユーザー説明会の開催、県議会への情報提供など

- ③ **社会的責任(CSR)としての情報発信** ～環境について考えてもらう～
公営企業として社会的責任を果たすため、水と電気の供給の仕組みや水資源の有効利用等を情報発信することで環境について学ぶ機会を提供します。

(主な取組) 浄水場等の施設の公開、地域のイベントでの啓発活動など

(2) 効果的・効率的な広報活動の展開

- ① **企業庁の事業特性を生かした広報** ～体験してもらう、聞いてもらう～
浄水場施設等の公開や職員との対話の機会などをとおして環境の大切さを学ぶ場を提供するなど、日頃の業務活動や浄水場等の経営資源を十分に活用した効果的な広報活動を展開します。

(主な取組) 浄水場等の施設の公開、「出前トーク」の実施、地域のイベント活動での啓発活動など

② 多様な広報媒体を活用した広報 ～見てもらう、読んでもらう～

県民等の情報入手手段の多様化に応じて、多様な広報媒体の特長を踏まえ最適な広報手段を複合的に活用し、適切な時期に適切な情報を発信することで、より効果的で効率的な広報活動を展開します。

(主な取組) ホームページへの掲載、事業概要「水の恵み」の発行、PRグッズの作成、「県政だより」への掲載、報道機関への資料提供など

3 取組の体制及び期間

(1) 各所属の主な役割

企業総務課	・活動方針の策定 ・企業庁内の情報共有及び情報集約 ・全庁的な広報活動の立案および実施
本庁各課	・事業単位での広報活動の立案および実施
各事業所	・現場の経営資源等を活用した広報活動の立案および実施

なお、企業庁に関するイベント等の事業実施の周知にあたっては、単発的に情報発信するのではなく年度内に実施する各情報をひとまとめでした広報に努めるなど、情報発信の相乗効果を意識した広報活動を展開します。

(2) 取組期間

「第3次中期経営計画」の計画期間である平成27年度から平成28年度までの2年間とします。